

教範類に関する達（陸上自衛隊達第103-1号（13.3.16））の全部を改正する。

令和7年4月16日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

教範類に関する達

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 教範類の編さん(第4条-第25条)

第1節 起草担任区分等(第4条・第5条)

第2節 評価(第6条・第7条)

第3節 計画(第8条-第10条)

第4節 起草(第11条-第20条)

第5節 制定等(第21条-第24条)

第6節 試行案等(第25・26条)

第3章 教範類審議委員会等(第27条-第44条)

第1節 教範類審議委員会(第27条-第32条)

第2節 訓練資料審議委員会(第33条-第39条)

第3節 戦技・操法資料審議委員会(第40条-第45条)

第4章 雑則(第46条・第47条)

附則

別紙第1 教範類の体系

別紙第2 教範類の階層及び内容

別紙第3 教範類の分類及び内容

別紙第4 教範類の体系(旧教範類体系)

別紙第5 教範類の分類及び内容(旧教範類体系)

別紙第6 教範類に関する承認、報告及び通知の基準

別紙第7 研究案に関する承認、報告及び通知の基準

別紙第8 教範類審議委員会、訓練資料審議委員会等の委員

別表 教範類の分類番号、起草担任及び制定者

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、教範類の作成等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教範類 教範、陸上自衛隊訓練資料（以下「陸自訓練資料」という。）及び戦技・操法資料をいう。

- (2) 教範 統合教範、陸上自衛隊教範（以下「陸自教範」という。）、海上自衛隊教範及び航空自衛隊教範をいう。
- (3) 陸自教範 陸上自衛隊の行動及び教育訓練を適切、かつ、有効に実施するため、部隊の指揮運用の規範及び原則的事項、作戦及び戦闘の運用、手順等に関する部隊運用に資する教育訓練の準拠を示したものをいう。
- (4) 陸自訓練資料 次のア、イの一に該当する陸自教範に準ずる部隊運用に資する教育訓練の準拠を示したものをいう。
 - ア 陸自教範の内容を補足するもの。
 - イ 教育訓練に関して特に参考となるもの。
- (5) 戦技・操法資料 部隊の行動を適切にするため、隊員共通の基礎的な戦技、操法、職種戦技、技術の実施要領、主要装備ごとの操法、諸制式等に関する教育訓練の準拠を示したものをいう。
- (6) 起草機関 教範類の起草を行う次に掲げる部隊等をいう。
 - ア 教育訓練研究本部
 - イ 学校（幹部候補生学校及び高等工科学学校を除き、自衛隊体育学校を含む。）
 - ウ 空挺教育隊、水陸機動教育隊、国際活動教育隊、特殊作戦群、冬季戦技教育隊及び中央音楽隊
 - エ その他特に陸上幕僚長から命ぜられた部隊等
- (7) 起草協力機関 起草機関に対して、教範類の一部の起草、意見の提出又は資料の提供等の協力を行う部隊等をいう。
- (8) 関係起草機関 起草機関及び起草協力機関をいう。
- (9) 編さん 教範類を作成及び改正することをいう。
- (10) 編さん業務 教範類を作成、改正及び廃止するにあたって実施する「評価」「計画」「起草」「制定」の業務のことをいう。
- (11) 評価 一定の視点及び基準により教範類の内容に影響を及ぼす事項等进行分析することをいう。
- (12) 計画 教範類を作成及び改正するにあたって起草計画を作成することをいう。
- (13) 起草 教範類のはしがき、目次、本文、付録等を作成することをいう。
- (14) 制定 教範類の起草案を、陸上幕僚長が陸自教範として定めること及び起草機関の長が陸自訓練資料又は戦技・操法資料として定めることをいう。
- (15) 作成 制定されていない教範類を計画、起草し制定することをいう。
- (16) 改正 制定された教範類の内容を変更することをいう。改正には、全部改正及び一部改正がある。
- (17) 全部改正 教範類の記述体系の全体の変更、追加、削除、名称変更等改正が広範囲にわたる改正をいう。
- (18) 一部改正 教範類の改正が全部改正に該当しない一部に限定されるものをいう。
- (19) 起草案 作成又は改正する教範類の基となる起草された資料をいう。
- (20) 試行案 教範類として制定されたものの内、教範類の編さん時、内容が暫定的なものであり、制定後、一定期間において内容を確定する必要があるものをいう。
- (21) 研究案 教範類の編さんに先立ち部隊等への普及又は意見を求めるために作成した教育訓練に関する参考資料をいう。

(22) 研究案の草案 起草機関の長が承認し部隊に配布する前の研究案の原案をいう。

(教範類の分類及び体系)

第3条 教範類は、体系、階層及び分類によりそれぞれ別紙第1、別紙第2及び別紙第3のとおり区分するものとする。

2 「野外令」を規準とした教範類体系を旧教範類体系とし、その体系は別紙第4のとおりとする。

3 旧教範類体系の分類及び分類に属する内容は、別紙第5のとおりとする。

第2章 教範類の編さん

第1節 起草担任区分等

(起草担任区分及び教範類の分類番号)

第4条 起草機関の起草担任区分及び教範類の分類番号は、別表のとおりとする。

(教育訓練研究本部長の統制)

第5条 教育訓練研究本部長は、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）に対して教範類の編さん等のために必要な統制を行うものとする。

第2節 評 価

(評 価)

第6条 教育訓練研究本部長は、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）、部隊等と調整して、陸自教範、陸自訓練資料及び戦技・操法資料の内容に影響を及ぼす事項等を評価し、作成、改正及び廃止の要否等について判断する。

2 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、教育訓練研究本部長の統制に基づき、部隊等と調整して担任する陸自訓練資料及び戦技・操法資料の内容に影響を及ぼす事項等を評価し、作成、改正及び廃止の要否等について、継続的に検討、判断する。この際、別紙第6に示す承認権者の承認を受け、教育訓練研究本部長に報告するものとする。

3 教育訓練研究本部長は、評価の要領、評価の項目等について必要な統制を行うものとする。

4 部隊等の長は、陸自教範の改正又は廃止を希望する場合には、教育訓練研究本部長に通知するものとする。

5 教育訓練研究本部長は、前項に規定する通知を受領した場合には、通知された内容について検討し評価するものとする。

6 部隊等の長は、陸自訓練資料及び戦技・操法資料の改正又は廃止を希望する場合には、起草を担当する起草機関の長に通知するものとする。

7 起草機関の長は、前項に規定する通知を受領した場合には、通知された内容について検討し評価するものとする。

(編さん順次)

第7条 教育訓練研究本部長は、評価に基づき、おおむね5年間における教範編さんに関する方針、編さん順次等及び次の各号に掲げる事項のうち必要な内容を含む中期的な編さん、廃止の予定等を定めた編さん順次について起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）及び陸上幕僚監部と調整して作成し、毎年度11月末日を基準に陸上幕僚長に報告するものとする。

- (1) 教範の名称
 - (2) 起草を必要とする理由
 - (3) 起草の前提又は設想
 - (4) 起草上特に重視する事項
 - (5) 報告時期
 - (6) 陸上幕僚監部との協力要領
 - (7) 関係起草機関との協力要領
 - (8) その他必要な事項
- 2 前項の規定は、起草機関の長による陸自訓練資料及び戦技・操法資料の編さん順次の作成について準用する。この場合において、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、作成した編さん順次を教育訓練研究本部長に報告するものとする。
- 3 教育訓練研究本部長は、陸自訓練資料及び戦技・操法資料の編さん順次を陸上幕僚長に通知するものとする。
- 4 教育訓練研究本部長は、次年度起草開始予定の教範に関する研究について、研究要領に係る要望がある場合は、関係起草機関等と調整し、毎年度11月末日を基準に陸上幕僚長に上申するものとする。
- 5 陸上幕僚長は、陸上自衛隊研究開発指針において、教育訓練研究本部長に対し、教範の編さん順次を示す。
- 6 教育訓練研究本部長は、陸上自衛隊研究開発指針により陸自教範の起草案の作成又は改正を命ぜられた場合は、教範ごとに第1項に掲げる事項のうち必要な事項を年度の研究開発計画として定めるものとする。
- 7 教育訓練研究本部長は、陸自訓練資料及び戦技・操法資料を作成又は改正する場合は、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）に対し、前項に準じて年度の研究開発計画により示す。
- 8 陸上幕僚長は、陸上自衛隊研究開発指針によらず、教範類を作成又は改正する必要がある場合には、教育訓練研究本部長に対して教範類の起草案の作成又は改正を命じることができる。この場合において、教育訓練研究本部長は、別表第1及び別表第2に基づき教範類の起草案を作成又は改正するとともに、必要に応じ、教範類ごとに第1項に掲げる事項のうち必要な事項を研究開発計画として定め、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）に対して教範類の起草案の作成又は改正に対する協力を指示する。
- 9 教育訓練研究本部長は、陸上自衛隊研究開発指針によらず、陸自教範を作成又は改正する必要がある場合には、陸上幕僚長に上申するものとする。
- 10 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究開発計画によることなく陸自訓練資料及び戦技・操法資料を作成又は改正することが必要と判断した場合は、教育訓練研究本部長に上申するものとする。

第3節 計画

（陸自教範の起草計画の作成及び承認に係る事項）

第8条 教育訓練研究本部長は、次の各号に掲げる事項を記載した起草計画を作成し、陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

- (1) 陸自教範の名称及び取扱区分
- (2) 起草の目的及び記述範囲

- (3) 陸上幕僚長から示された前提又は設想及び起草上の重視事項並びにそれ以外に必要な前提又は設想及び起草上の重視事項
- (4) 記述の体系（編・章・節等）及び記述内容の概要
- (5) 起草協力機関
- (6) 業務予定表
- (7) その他必要な事項

2 教育訓練研究本部長は、前条第8項の規定により陸自教範を作成又は改正する場合は、陸自教範の起草計画を速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。

（陸自訓練資料の起草計画の作成及び承認に係る事項）

第9条 起草機関の長が別表に示す陸自訓練資料を作成又は改正する場合は、教育訓練研究本部及び起草協力機関と調整し、次の各号に掲げる内容を含む起草計画を作成するものとする。

- (1) 陸自訓練資料の名称及び取扱区分
- (2) 作成又は改正を必要とする理由
- (3) 起草の目的及び記述範囲
- (4) 記述の前提及び設想の基本となる事項
- (5) 記述の体系（編・章・節等）及び記述内容の概要
- (6) 起草協力機関
- (7) 業務予定表
- (8) その他必要な事項

2 前項の場合において、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、作成した起草計画について、別紙第6に示す承認権者の承認を受け、又は承認し、教育訓練研究本部長に報告するものとする。

3 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、作成した起草計画について必要に応じ、富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。

4 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究開発計画によることなく陸自訓練資料を作成又は改正する必要が生じた場合は、速やかに第1項に準じて起草計画を作成し、教育訓練研究本部長に報告するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

6 教育訓練研究本部長は、第1項若しくは第4項の規定により自ら作成又は改正し、又は第2項若しくは第5項の規定により承認した起草計画を陸上幕僚長に通知するものとする。

7 教育訓練研究本部長は、研究開発計画によることなく陸自訓練資料を作成又は改正する必要が生じた場合は、速やかに第1項に準じて起草計画を作成し、陸上幕僚長に通知するものとする。

（戦技・操法資料の起草計画の作成及び承認に係る事項）

第10条 起草機関の長が別表に示す戦技・操法資料を作成又は改正する場合は起草協力機関と調整し、次の各号に掲げる内容を含む起草計画を作成するものとする。

- (1) 戦技・操法資料の名称及び取扱区分
- (2) 作成又は改正を必要とする理由
- (3) 起草の目的及び記述範囲

- (4) 記述の前提及び設想の基本となる事項
 - (5) 記述の体系（編・章・節等）及び記述内容の概要
 - (6) 起草協力機関
 - (7) 業務予定表
 - (8) その他必要な事項
- 2 前項の場合において、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、作成した起草計画について、別紙第6に示す承認権者の承認を受け、又は承認し、教育訓練研究本部長に報告するものとする。
- 3 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、作成した起草計画について必要に応じ、富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。
- 4 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究開発計画によることなく戦技・操法資料を作成又は改正する必要がある場合は、速やかに第1項に準じて起草計画を作成し、教育訓練研究本部長に報告するものとする。
- 5 教育訓練研究本部長は、第1項の規定により自ら作成又は改正し、又は第2項若しくは第4項の規定により承認又は報告を受けた起草計画を陸上幕僚長に通知するものとする。
- 6 教育訓練研究本部長は、研究開発計画によることなく戦技・操法資料を作成又は改正する必要がある場合は、速やかに第1項に準じて起草計画を作成し、陸上幕僚長に通知するものとする。

第4節 起 草 (起草の実施)

第11条 起草機関は、起草実施の間、起草協力機関に資料を送付し当該起草協力機関に直接関係のある具体的事項について意見を求めるものとする。

2 教範類の記述要領については、別に示すところによる。

(陸自教範の起草案の作成及び報告に係る事項)

第12条 教育訓練研究本部長は、陸自教範の起草案を陸上幕僚長に報告する。この場合において、番号、制定文、作成年月日、作成者、題名、前文及び目次についてはそれぞれ別様に整理する。(研定第3号)

2 教育訓練研究本部長は、前項の規定により陸自教範の起草案を報告する場合には、併せて、趣旨、基本的態度、前提、主要内容等を明らかにした編さん（改正）理由書案を陸上幕僚長に報告するものとする。

3 教育訓練研究本部長は、第1項の規定により陸自教範の起草案を報告する場合には、同時にこれらの説明資料として、第8条の規定により報告した起草計画の記載事項及び陸自教範の配布に係る意見を添えて、陸上幕僚長に報告するものとする。

4 教育訓練研究本部長は、第7条第8項の規定により陸自教範の起草案を作成した場合は、第8条第1項の規定に準じ起草計画を添えて第2項に準じて陸自教範の起草案を陸上幕僚長に報告又は通知するものとする。

(陸自訓練資料の起草案の作成及び報告に係る事項)

第13条 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、陸自訓練資料の起草案を作成する場合には、前条第1項に準じて整理し、第8条の規定により報告した起草計画を添えて教育訓練研究本部長に報告するものとする

- 2 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、前項の規定により起草案を報告する場合には、併せて、趣旨、前提、主要内容等を明らかにした編さん（改正）理由書案を教育訓練研究本部長に報告するものとする。
- 3 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、必要に応じ、作成した陸自訓練資料の起草案を富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。
- 4 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究開発計画によることなく陸自訓練資料の起草案を作成した場合は、その都度、前条第1項に準じて整理し、第9条第5項の規定による起草計画を添えて教育訓練研究本部長に対して報告するものとする。
- 5 教育訓練研究本部長は、自ら陸自訓練資料の起草案を作成した場合及び起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）から陸自訓練資料作成に係る研究終了報告の報告を受けた場合には、その都度訓練資料の起草案を陸上幕僚長に通知するものとする。

（戦技・操法資料の起草案の作成及び報告に係る事項）

- 第14条 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、戦技・操法資料の起草案を作成する場合には、第12条第1項に準じて整理し、第10条の規定により報告した起草計画を添えて教育訓練研究本部長に報告するものとする。
- 2 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、必要に応じ、作成した戦技・操法資料の起草案を富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。
 - 3 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究開発計画によることなく戦技・操法資料の起草案を作成した場合は、その都度、第12条第1項に準じて整理し、第10条第4項の規定による起草計画を添えて教育訓練研究本部長に対して報告するものとする。
 - 4 教育訓練研究本部長は、自ら戦技・操法資料の起草案を作成した場合及び起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）から戦技・操法資料の起草案について報告を受けた場合には、その都度戦技・操法資料の起草案を陸上幕僚長に通知するものとする。

（陸自教範の改正に係る事項）

第15条 教範の改正は、陸上幕僚長が行う。

- 2 教育訓練研究本部長は、起草を担当した教範について改正の要否を継続的に検討するものとする。
- 3 部隊等の長が教範の改正を希望する場合には、教育訓練研究本部長に通知するものとする。
- 4 教育訓練研究本部長は、前項に規定する通知を受領した場合には、通知された内容について検討するものとする。
- 5 教育訓練研究本部長は、第2項及び前項の規定により、改正が必要と判断した場合については改正の起草案を陸上幕僚長に上申するものとする。この場合において、業務実施要領は第12条の規定を準用する。

（陸自訓練資料の改正に係る事項）

第16条 陸自訓練資料の改正は、起草機関の長が行う。

- 2 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）、第6条の規定により、陸自訓練資料の改正が必要と判断した場合については、その内容について起草機関の意見を添えて改正の起草案を教育訓練研究本部長に報告するとともに、必要に応じ、富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。この場合において、業務実施要領は第13条の規定を準用する。
- 3 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究開発計画によることなく陸自訓練資料を改正した場合は、第13条第4項の規定に準じ起草計画を添えて教育訓練研究本部長に対して報告するとともに、必要に応じ、富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。
- 4 教育訓練研究本部長は、自ら陸自訓練資料の改正の起草案を作成した場合及び起草機関の長が作成する訓練資料の改正の起草案について報告を受けた場合には、その都度その旨を陸上幕僚長に通知する。

（戦技・操法資料の改正に係る事項）

第17条 戦技・操法資料の改正は、起草機関の長が行う。

- 2 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、第6条の規定により、戦技・操法資料の改正が必要と判断した場合については、その内容について起草機関の意見を添えて改正の起草案を教育訓練研究本部長に報告するとともに、必要に応じ、富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。この場合において、業務実施要領は第14条の規定を準用する。
- 3 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究開発計画によることなく戦技・操法資料を改正した場合は、第14条第3項の規定に準じ起草計画を添えて教育訓練研究本部長に対して報告するとともに、必要に応じ、富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。
- 4 教育訓練研究本部長は、自ら戦技・操法資料の改正の起草案を作成した場合及び起草機関の長が作成する戦技・操法資料の改正の起草案の報告を受けた場合には、その都度その旨を陸上幕僚長に通知する。

（陸自教範の起草案の審査）

第18条 教育訓練研究本部長は、起草を終えた陸自教範の起草案について、制定に先立ち、保全上の観点等から内容の適否を判断するため審査するものとする。

- 2 審査のための組織及び実施要領は、当該起草機関の長が定めるものとする。

（陸自訓練資料の起草案の審査）

第19条 起草機関の長は、起草を終えた陸自訓練資料の起草案について、制定に先立ち、保全上の観点等から内容の適否を判断するため審査するものとする。

- 2 審査のための組織及び実施要領は、当該起草機関の長が定めるものとする。

（戦技・操法資料の起草案の審査）

第20条 起草機関の長は、起草を終えた戦技・操法資料の起草案について、制定に先立ち、保全上の観点等から内容の適否を判断するため審査するものとする。

- 2 審査のための組織及び実施要領は、当該起草機関の長が定めるものとする。

第5節 制定等

（陸自教範の制定）

第21条 陸上幕僚長は、教育訓練研究本部長から報告を受けた陸自教範の起草案を、陸自教範として制定する。

(陸自訓練資料の制定)

第22条 教育訓練研究本部長は、自ら作成し、陸上幕僚長に通知した陸自訓練資料の起草案を陸自訓練資料として制定する。

2 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、教育訓練研究本部長に報告した陸自訓練資料の起草案を陸自訓練資料として制定する。

(戦技・操法資料の制定)

第23条 教育訓練研究本部長は、自ら作成し、陸上幕僚長に通知した戦技・操法資料の起草案を戦技・操法資料として制定する。

2 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、教育訓練研究本部長に報告した戦技・操法資料の起草案を戦技・操法資料として制定する。

(教範類の廃止)

第24条 教育訓練研究本部長は、評価等に基づき陸自教範の廃止が必要と判断した場合には、陸上幕僚長に上申するものとする。

2 陸上幕僚長は、教育訓練研究本部長の上申を受け、これを承認した場合、陸自教範を廃止する。

3 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、評価に基づき担任する陸自訓練資料の廃止が必要と判断した場合は、教育訓練研究本部長に上申するものとする。

4 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、評価に基づき戦技・操法資料の廃止が必要と判断した場合は、教育訓練研究本部長に上申又は報告するものとする。自らが評価の承認権者である戦技・操法資料については、教育訓練研究本部長に報告するものとする。上申又は報告の基準は別紙第6による。教育訓練研究本部長は、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）から上申を受け、これを承認した場合又は報告を受けた場合、陸上幕僚長に通知するものとする。

5 教育訓練研究本部長は、評価に基づき自ら陸自訓練資料及び戦技・操法資料を廃止する場合又は第3項により起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）から上申を受け、これを承認した場合は、陸上幕僚長に通知するものとする。

第6節 試行案等

(教範類の試行案)

第25条 教範類の試行案の作成、改正及び廃止の場合の業務実施要領は、教範類の場合に準ずる。

(教範類の研究案)

第26条 起草機関の長は、教範類作成又は改正に先立ち部隊等への普及や意見を求めるために研究案を作成することができる。

2 教範類の研究案の作成、改正及び廃止の場合の業務要領は、教範類の場合に準ずる。

3 教育訓練研究本部長は、研究案に関し必要な事項を統制するものとする。

(研究案の起草担任)

第26条の1 研究案の起草担任は、教範類の起草担任に準ずるものとする。

2 研究案の承認及び報告の基準は別紙第7のとおりとする。

(研究案の評価)

第26条の2 起草機関の長は、研究案の作成又は改正の必要性について評価するものとする。

2 研究案の評価の要領は各起草機関の長が定めるものとする。

(研究案の計画)

第26条の3 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究案の作成又は改正が必要と判断した場合、教育訓練研究本部長に報告するものとする。

2 教育訓練研究本部長は、研究案を作成又は改正する場合は、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）に対し、第7条第6項に準じて年度の研究開発計画により示す。

3 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究開発計画によることなく研究案を作成又は改正することが必要と判断した場合は、教育訓練研究本部長に報告するものとする。

(研究案の起草)

第26条の4 起草機関の長は、研究案の草案作成の間、関係起草機関に資料を送付し当該関係起草機関に直接関係のある具体的な事項について意見を求めるものとする。

2 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究案を作成又は改正したならば、当該研究案を教育訓練研究本部長に報告するものとする。

(研究案の制定及び配布)

第26条の5 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、作成又は改正した研究案を教育訓練研究本部長に報告したのち制定し、必要とする部隊等へ配布するものとする。

2 教育訓練研究本部長は作成又は改正した研究案を、必要とする部隊等へ配布するものとする。

3 起草機関の長は、作成又は改正した研究案について必要とする部隊等に意見を求めるものとする。

第3章 教範類審議委員会等

第1節 教範類審議委員会

(教範類審議委員会の設置)

第27条 教範類に関する事項を審議する機関として、教育訓練研究本部に教範類審議委員会を設置する。

(教範類審議委員会の組織)

第28条 教範類審議委員会は、委員長及び所要の委員をもって組織する。

2 委員長は、教育訓練研究本部長をもって充てる。

3 委員は、別紙第8に掲げる者をもって充てる。起草機関等の委員は、起草機関等の長及び起草機関等の長の指名する者とし、教範類審議委員会への参加範囲は、当該教範類の関係起草機関等とする。

(教範類審議委員会委員長等の任務)

第29条 委員長は、会務を統括する。

2 委員は、委員会の議事に参加する。ただし、規準教範を審議する場合を除き、事前に調整した結果、合意及び当該委員長の了承を得たときは、委員会の議事へ参加しないことができる。

(教範類審議委員会の審議事項)

第30条 教範類審議委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 陸自教範類及び陸自訓練資料の編さん順次等
- (2) 教範類体系等に係る事項
- (3) 陸自教範の起草計画
- (4) 教育訓練研究本部長が示す陸自訓練資料及び戦技・操法資料の起草計画
- (5) 教範類及び教範類起草案の内容、用語の統一等
- (6) 陸自教範並びに教育訓練研究本部長が示す訓練資料及び戦技・操法資料の作成、改正及び廃止に関する事項
- (7) 教範類に関して教育訓練研究本部長の示す事項
- (8) その他陸上幕僚長の示す事項

(教範類審議委員会分科会の設置)

第31条 教育訓練研究本部長は、教範類審議委員会の下部組織として必要に応じ分科会を設置できる。

- 2 分科会の委員は別紙第8に掲げる者とする。
- 3 分科会の長は、教育訓練研究本部長の指名するものをもって充てる。
- 4 分科会は、教育訓練研究本部長が示す事項について審議するものとする。
- 5 分科会において、審議事項が合意され、教範類審議委員会において審議する必要がない場合は、分科会の審議結果をもって審議を終了することができる。この場合において、分科会の長は審議結果を教育訓練研究本部長に報告するものとする。
- 6 分科会において、審議事項に関する合意を得られなくとも、分科会の長の判断により、審議を終了することができる。この場合において、分科会の長は審議結果を教育訓練研究本部長に報告するものとする。

(調整会議の実施)

第32条 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、諸職種の運用上の整合を図るため、必要がある場合には、教範類審議委員会委員長に対し、調整会議の開催を求めることができる。

- 2 教範類審議委員会委員長は、調整会議において審議の最終的な議決を行い、必要に応じ陸上幕僚長に結果を報告するものとする。

(委任規定)

第33条 この達に定めるもののほか、教範類審議委員会の運営に関し必要な事項は、教範類審議委員会委員長が定める。

第2節 訓練資料審議委員会

(訓練資料審議委員会の設置)

第34条 陸自訓練資料に関する事項を審議する機関として、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）に訓練資料審議委員会を設置する。

(訓練資料審議委員会の組織)

第35条 訓練資料審議委員会は、委員長及び所要の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、各起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）をもって充てる。
- 3 委員は、別紙第8に掲げる者をもって充てる。訓練資料審議委員会への参加範囲は、当該訓練資料等の関係起草機関等とする。

(訓練資料審議委員会委員長等の任務)

第36条 訓練資料審議委員会委員長は、会務を統括する。

- 2 委員は、訓練資料審議委員会の議事に参加するものとする。ただし、事前に調整した結果、合意及び当該委員長の了承を得たときは、訓練資料審議委員会の議事へ参加しないことができる。

(訓練資料審議委員会の審議事項)

第37条 訓練資料審議委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 陸自訓練資料の起草計画に係る事項
- (2) 陸自訓練資料及び訓練資料起草案の内容、用語の統一等
- (3) 陸自訓練資料の改正及び廃止に関する事項

(分科会の設置)

第38条 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、訓練資料審議委員会の下部組織として分科会を設置できる。

- 2 分科会の長は、起草機関の長の指名するものをもって充てる。
- 3 分科会は、起草機関の長が示す事項について審議するものとする。
- 4 分科会の委員は別紙第8に掲げる者とする。
- 5 分科会において、審議事項が合意され、訓練資料審議委員会において審議する必要がある場合は、分科会の審議結果をもって審議を終了することができる。この場合において、分科会の長は審議結果を委員長に報告するものとする。
- 6 分科会において、審議事項に関する合意を得られなくとも、分科会の長の判断により、審議を終了することができる。この場合において、分科会の長は審議結果を起草機関の長に報告するものとする。

(委任規定)

第39条 この達に定めるもののほか、訓練資料審議委員会の運営に関し必要な事項は、訓練資料審議委員会委員長が定める。

第3節 戦技・操法資料審議委員会

(戦技・操法資料審議委員会の設置)

第40条 戦技・操法資料に関する事項を審議する機関として、起草機関に戦技・操法資料審議委員会を設置する。

(戦技・操法資料審議委員会の組織)

第41条 戦技・操法資料審議委員会は、委員長及び所要の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、各起草機関の長をもって充てる。
- 3 委員は、別紙第8に掲げる者をもって充てる。戦技・操法資料審議委員会への参加範囲は、当該戦技・操法資料等の関係起草機関等とする。

(戦技・操法資料審議委員会委員長等の任務)

第42条 戦技・操法資料審議委員会委員長は、会務を統括する。

- 2 委員は、戦技・操法資料審議委員会の議事に参加するものとする。ただし、事前に調整した結果、合意及び当該委員長の了承を得たときは、戦技・操法資料審議委員会の議事へ参加しないことができる。

(戦技・操法資料審議委員会の審議事項)

第43条 訓練資料審議委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 戦技・操法資料の編さん順次に関する事項

- (2) 戦技・操法資料の起草計画に係る事項
 - (3) 戦技・操法資料及びの戦技・操法資料起草案の内容、用語の統一等
 - (4) 戦技・操法資料の改正及び廃止に関する事項
- (分科会の設置)

第44条 起草機関の長は、戦技・操法資料審議委員会の下部組織として分科会を設置できる。

- 2 分科会の長は、起草機関の長の指名するものをもって充てる。
- 3 分科会は、起草機関の長が示す事項について審議するものとする。
- 4 分科会の委員は別紙第8に掲げる者とする。
- 5 分科会において、審議事項が合意され、戦技・操法資料審議委員会において審議する必要がない場合は、分科会の審議結果をもって審議を終了することができる。この場合において、分科会の長は審議結果を委員長に報告するものとする。
- 6 分科会において、審議事項に関する合意を得られなくとも、分科会の長の判断により、審議を終了することができる。この場合において、分科会の長は審議結果を起草機関の長に報告するものとする。

(委任規定)

第45条 この達に定めるもののほか、戦技・操法資料審議委員会の運営に関し必要な事項は、戦技・操法資料審議委員会委員長が定める。

第4章 雑則

(印刷等に関する協力)

第46条 起草機関は、起草した教範類の印刷等に関して協力するものとする。

(教範類総括表)

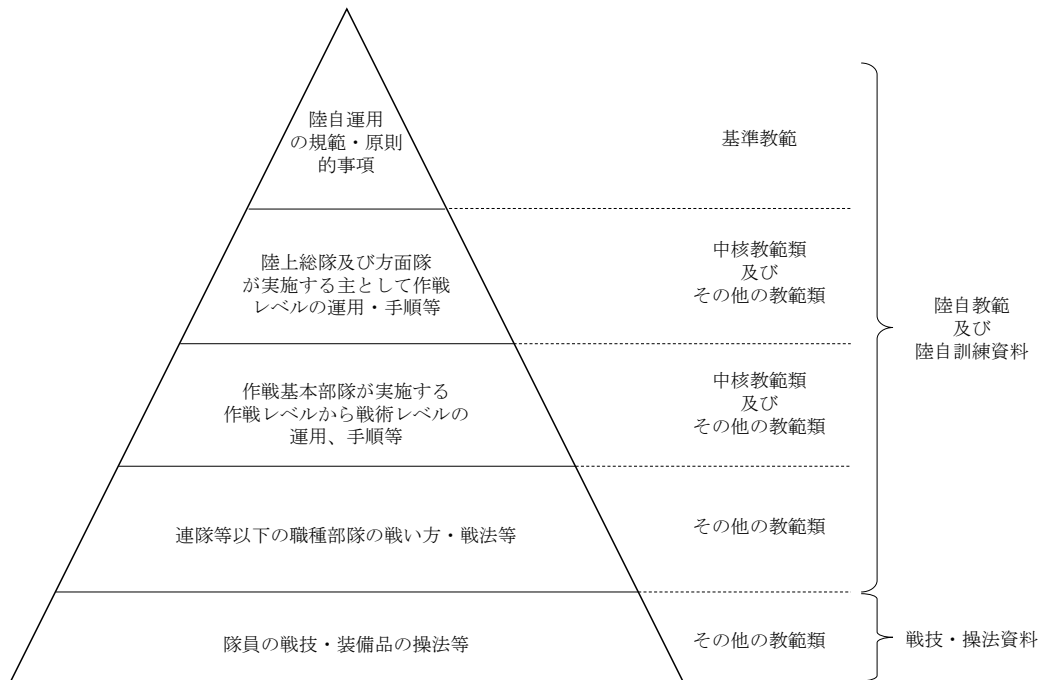
第47条 教育訓練研究本部長は、別表による教範類の分類・番号、起草担任区分等について、年度末日までに陸上幕僚長（運用支援・訓練部訓練課長気付）に通知するものとする。

- 2 陸上幕僚長は、教範類の年度当初の状況等について、教範類総括表により示す。

附 則（令和7年 月 日陸上自衛隊達第103号）

この達は、令和7年 月 日から施行する。

教範類の体系



- 1 規準となる教範類 規準教範及び中核教範類をいう。
 - (1) 規準教範 軍事理論、制度、組織等の規範的事項、指揮及び運用の基本的考え方等、陸上自衛隊の運用の規範・原則的事項について記述したものをいう。
 - (2) 中核教範類 中核教範及び中核訓練資料をいう。
 - ア 中核教範 作戦・戦闘、指揮幕僚活動及び想定する脅威対象に関連する中核的な教範として、作戦レベル及び戦術レベルの運用・手順等について記述したものをいう。
 - イ 中核訓練資料 中核教範に準ずる教育訓練の資料をいう。
- 2 その他の教範類 規準となる教範類を除く陸自訓練資料及び戦技・操法資料をいう。

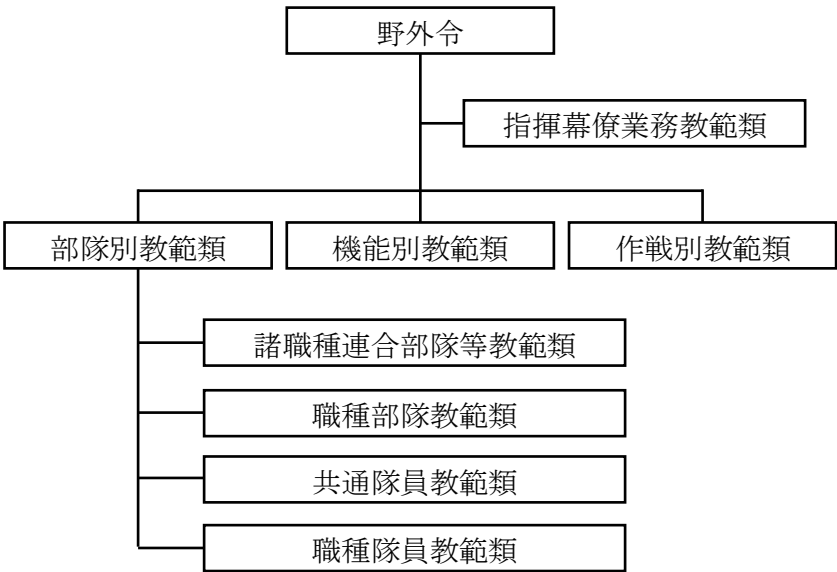
教範類の階層及び内容

階 層		階層に含まれる教範類の内容
教 範	陸自運用の規範・ 原則的事項	軍事理論、制度、組織等の規範的事項、指揮及び運用の基本的考え方等、陸上自衛隊の運用の規範・原則的事項
陸 自 訓 練 資 料	陸上総隊、方面隊 が実施する主として 作戦レベルの運用、 手順等	1 作戦・戦闘、指揮幕僚活動等に関する中核的な教範類として、作戦の基本的考え方を基に、作戦を主宰する陸上総隊、方面隊等が実行する主として作戦レベルの運用・手順等に係る事項 2 作戦の基本的考え方を基に、作戦基本部隊等が実行する作戦レベルの運用・手順等に係る事項
	作戦基本部隊が実施する作戦レベルから戦術レベルの運用・手順等	1 作戦・戦闘、指揮幕僚活動等に関する中核的な教範類として、作戦の基本的考え方を基に、作戦基本部隊等が実行する主として戦術レベルの運用・手順等に係る事項 2 作戦の基本的考え方を基に、作戦基本部隊等が実行する作戦レベルから戦術レベルの運用、手順等に係る事項
	連隊以下の職種部隊の戦い方・戦法等	作戦の基本的考え方を基に、連隊等以下の職種部隊が実行する戦い方、戦法等に係る事項
戦 技 ・ 操 法 資 料	隊員の戦技、 装備品の操法等	1 隊員に共通する基礎的な戦技、操法、諸制式、訓練実施上の安全管理等 2 職種の戦技又は技術の実施要領、主要装備ごとの操法、諸制式等に関する事項等

教範類の分類及び内容

区 分	分 類	分類された教範類の内容
教 範	規準教範	軍事理論、制度、組織等の規範的事項、指揮及び運用の基本的考え方等、陸上自衛隊の運用の規範・原則的事項について記述するものであって、全ての教範類の規準となるもの
	作戦教範類	陸上自衛隊が実施する各種作戦・戦闘に関する事項を内容とするもの
陸 自 訓 練 資 料	指揮幕僚活動 教範類	指揮幕僚活動の基本的考え方、手順、必要な諸手続き及び指揮幕僚活動に必要な諸元に関する事項等を内容とするもの
	機能教範類	戦いの機能（指揮・統制、インフォメーション、インテリジェンス、部隊移動・機動、打撃、防護、戦力維持）の基本的事項、業務遂行要領及び機能を構成する諸活動等に関する事項を内容とするもの
	部隊教範類	部隊の運用に関する基本的事項、具体的な運用事項等を内容とするもの
	共通教範類	作戦・戦闘の遂行のため、戦いの機能を総合一体化する基盤に関する事項等を内容とするもの
操 法 資 料 戦 技 ・	共通隊員教範類	隊員に共通する基礎的な戦技、操法、諸制式、訓練実施上の安全管理等に関する事項を内容とするもの
	職種隊員教範類	職種の戦技又は技術の実施要領、主要装備ごとの操法、諸制式等に関する事項を内容とするもの

教範類の体系（旧教範類体系）



教範類の分類及び内容（旧教範類体系）

分 類		内 容
野外令		陸上作戦、部隊運用に関する陸上自衛隊の基本理念を内容とするものであって、全ての教範類の基準となるもの
指揮幕僚業務教範類		各級指揮官及び幕僚として必要な諸手続及び様式、又は諸見積（計画）に必要な諸元に関する事項を内容とするもの。ただし、下級指揮官又は特定の指揮官及び幕僚にのみ必要な手続き等で他の指揮官及び幕僚との調整上重要でない事項は含まない。
部 隊 別 教 範 類	諸職種連合部隊等教範類	師団・旅団、空挺団等の諸職種連合部隊、後方支援部隊等の運用事項を内容とするもの
	職種部隊教範類	各職種ごとの特有機能の遂行要領に関する原則、具体的な運用事項、諸元等を内容としたもので、職種運用及び職種の個々の部隊の運用等に関するもの
	共通隊員教範類	隊員に共通する基礎的な戦技、操法、諸制式等に関する事項を内容とするもの
	職種隊員教範類	職種の戦技又は技術の実施要領、主要装備ごとの操法、諸制式等に関する事項を内容とするもの
機能別教範類		情報、兵站、衛生、人事、通信、教育訓練等のそれぞれの機能の組織、機能の基本的事項及び業務遂行要領を内容とするもの
作戦別教範類		対着上陸作戦等の陸上防衛作戦、空中機動作戦、遊撃行動等の作戦・戦闘に連携する行動、対空戦、対空挺・ヘリボン戦、電子戦等の各種脅威を対象とする作戦・戦闘及び山地、市街地、積雪寒冷地等の気象・地形の特性に応ずる作戦・戦闘に関する事項等を内容とするもの

教範類に関する制定、承認、報告及び通知の基準

教範類の起草に関する業務の承認権者、報告先、通知先及び制定者を下表に示す。

区分	分類	評価（編さん順次）			起草計画			起草案			制定
		承認 （注1）	報告 （注2）	通知	承認 （注1）	報告	通知	承認 （注1）	報告	通知	
教範	規準教範 作戦教範類	教育訓練研究本部長	陸上幕僚長		教育訓練研究本部長	陸上幕僚長		教育訓練研究本部長	陸上幕僚長		陸上幕僚長
陸自訓練資料	作戦教範類 機能教範類 指揮幕僚活動教範類 （注3） 共通教範類		教育訓練研究本部長	陸上幕僚長		起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	教育訓練研究本部長		陸上幕僚長	起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	教育訓練研究本部長
	部隊教範類 指揮幕僚活動教範類 （注4）				起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）						
	共通隊員教範類				起草機関の長（注5）						
戦技・操法資料	職種隊員教範類				起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）		起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）			

注1：陸自教範及び陸自訓練資料は教範類審議委員会又は訓練資料審議委員会で審議、戦技操法資料は戦技・操法資料審議委員会において審議し、各起草機関の長の承認を受けるものとする。

注2：評価に基づき戦技・操法資料の廃止が必要と判断した場合は、教育訓練研究本部長に上申又は報告するものとする。自らが評価の承認権者である戦技・操法資料については、教育訓練研究本部長に報告するものとする。

注3：教育訓練研究本部長が起草担任の教範類

注4：起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）が起草担任の教範類

注5：戦技・操法資料を担当する起草機関の長が承認及び選定する。

注6：陸自訓練資料の起草を担当する起草機関の長が選定する。

研究案に関する担任、承認及び報告の基準

研究案の起草に関する業務の承認権者、報告先及び通知先を下表に示す。

区分	分類		評 価			起 草			制 定 配 布
			担 任	承 認	報 告	担 任	承 認	報 告	
教範に関する研究	規程教範 作戦教範類	教訓研本 担任分	教育訓練研究本部長	教育訓練研究本部長		教育訓練研究本部長	教育訓練研究本部長		教育訓練研究本部長
	指揮幕僚活動教範類 共通教範類								
陸自訓練資料に関する研究	作戦教範類 機能教範類 部隊教範類 指揮幕僚活動教範類	学校 担任分	起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	教育訓練研究本部長	起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	各起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	教育訓練研究本部長	起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）
戦技・操法資料に関する研究案	共通隊員教範類	教訓研本 担任分	教育訓練研究本部長	教育訓練研究本部長		教育訓練研究本部長	教育訓練研究本部長		教育訓練研究本部長
	共通隊員教範類 職種隊員教範類								
		学校 担任分	起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	教育訓練研究本部長	起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	各起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）	教育訓練研究本部長	起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）

教範類審議委員会、訓練資料審議委員会等の委員

1 陸上幕僚監部委員

区分	教範類審議委員会	教範類審議委員会の分科会
委 員	監理部総務課長 人事教育部人事教育計画課長 人事教育部人事教育計画課教育室長 運用支援・訓練部運用支援課長 運用支援・訓練部訓練課長 防衛部防衛課長 指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長 指揮通信システム・情報部情報課長 装備計画部装備計画課長 衛生部企画室長 総括副監察官 副法務官 警務管理官総括班長 その他陸上幕僚長の指名する者	監理部総務課企画班長 人事教育部人事教育計画課企画班長 人事教育部人事教育計画課教育室計画班長 運用支援・訓練部運用支援課企画班長 運用支援・訓練部訓練課総括班長 防衛部防衛課防衛班長 指揮通信システム・情報部指揮通信システム課企画班長 指揮通信システム・情報部情報課総合情報班長 指揮通信システム・情報部情報課情報保全室長 装備計画部装備計画課後方計画班長 衛生部長の指名する者 監察官の指名する者 法務官総括班長 警務管理官の指名する者 その他陸上幕僚長の指名する者

2 教育訓練研究本部委員

教育訓練研究本部長の指名する者

3 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）の委員

(1) 教範類審議委員会

ア 委員会

起草機関の長

イ 分科会

起草機関の長の指名する者

(2) 訓練資料審議委員会、戦技・操法資料審議委員会及び分科会

起草機関の長の指名する者

4 その他委員長の指名する者

1 起草担任区分及び教範類の分類番号

区分	分 類		教範類の分類番号	起草担任
教 範	規準教範	陸上自衛隊	１－００－００	教育訓練研究本部
	作戦教範類	領域横断作戦	２－０１－００	教育訓練研究本部
		作戦基本部隊の作戦	２－０２－００	教育訓練研究本部
		その他	２－０３－００	教育訓練研究本部長の定めるところによる。
陸 自 訓 練 資 料	指揮幕僚活動 教範類	指揮幕僚活動	３－０１－００	教育訓練研究本部
		幕僚諸元	３－０２－０１	
		各科諸元	３－０２－０２	教育訓練研究本部長の定めるところによる。
	機能教範類	指揮統制関係	４－０１－００	教育訓練研究本部長の定めるところによる。
		インテリジェンス関係	４－０２－００	
		インフォメーション関係	４－０３－００	
		部隊移動・機動関係	４－０４－００	
		打撃関係	４－０５－００	
		防護関係	４－０６－００	
		戦力維持関係	４－０７－００	
		その他	４－０８－００	
	部隊 教範類	諸職種 連合 部隊等	諸職種連合部隊	富士学校、空挺教育隊、水陸機動教育隊
			後方支援部隊	武器学校
			その他の部隊	教育訓練研究本部長の定めるところによる。
		職種 部隊	普通科関係	富士学校
			機甲科関係	
			野戦特科関係	
			高射特科関係	高射学校
			情報科関係	情報学校
			航空科関係	航空学校
			施設科関係	施設学校
			システム通信科関係	システム通信・サイバー学校
			武器科関係	武器学校
			需品科関係	需品学校
			輸送科関係	輸送学校
			警務科関係	小平学校
			会計科関係	
			衛生科関係	衛生学校
			化学科関係	化学学校
			音楽科関係	中央音楽隊
	共通教範類	教育訓練関係	６－０１－００	教育訓練研究本部
		その他	６－０２－００	教育訓練研究本部長の定めるところによる。

戦 技 ・ 操 法 資 料	共通隊員教範類	統率関連	7-01-00	教育訓練研究本部
		基本教練	7-02-00	
		基本武器	7-03-00	富士学校、高射学校、教育訓練研究本部長の定めるところによる。
		その他	7-04-00	教育訓練研究本部長の定めるところによる。
	職種隊員教範類	普通科関係	8-01-00	富士学校
		機甲科関係	8-02-00	
		野戦特科関係	8-03-00	
		高射特科関係	8-04-00	高射学校
		情報科関係	8-05-00	情報学校
		航空科関係	8-06-00	航空学校
		施設科関係	8-07-00	施設学校
		システム通信科関係	8-08-00	システム通信・サイバー学校
		武器科関係	8-09-00	武器学校
		需品科関係	8-10-00	需品学校
		輸送科関係	8-11-00	輸送学校
		警務科関係	8-12-00	小平学校
		会計科関係	8-13-00	
		衛生科関係	8-14-00	衛生学校
		化学科関係	8-15-00	化学学校
		音楽科関係	8-16-00	中央音楽隊
		空挺部隊関係	8-17-00	空挺教育隊
		水陸両用部隊関係	8-18-00	水陸機動教育隊

- 備考：1 教範類の番号には、本表に示す教範類の分類番号のほか、教範類ごとの一連番号、制定年度及び改正番号を付する。
- 2 各起草機関は、他の起草機関に教範類の一部の起草を依頼することができる。

2 教範類の分類番号、起草担任及び制定者（旧教範類体系）

分 類			教範類の分類番号	起草担任	作成者		
					教範	訓練資料	
野外令			1-00-00	教育訓練研究本部	陸上幕僚長		
指揮幕僚業務教範類			2-00-00	教育訓練研究本部 (科諸元については、関係起草機関)		教育訓練研究 本部長及び教育訓練研究本 部長の承認を得た起草機関 の長	
部隊別 教範類	諸職種連 合部隊等 教範類	諸職種連合 部隊	3-01-01	教育訓練研究本 部、空挺教育隊 (空挺部隊)、水 陸機動教育隊(水 陸両用部隊)、富 士学校、武器学 校、別に示す起草 機関等	陸上幕僚長	教育訓練研究 本部長の承認 を得た起草機 関の長	
		後方支援部 隊	3-01-02				
		その他の部 隊	3-01-03				
	職種 部隊 教範 類	普通科関係	3-02-01	富士学校、水陸機 動教育隊(水陸両 用部隊)			教育訓練研究 本部長の承認 を得た起草機 関の長
		機甲科関係	3-02-02				
		野戦特科関 係	3-02-03				
		高射特科関 係	3-02-04	高射学校			
		航空科関係	3-02-05	航空学校			
		施設科関係	3-02-06	施設学校			
		システム通 信科関係	3-02-07	システム通信・サ イバー学校			
		武器科関係	3-02-08	武器学校			
		需品科関係	3-02-09	需品学校			
		輸送科関係	3-02-10	輸送学校			
		警務科関係	3-02-11	小平学校			
		会計科関係	3-02-12				
		衛生科関係	3-02-13	衛生学校			
		化学科関係	3-02-14	化学学校			
		音楽科関係	3-02-15	中央音楽隊			

	共通 隊員 教範 類	情報科関係	3-02-16	情報学校		
		統率関係	3-03-01	教育訓練研究本部		
		基本教練	3-03-02			
		基本武器	3-03-03	富士学校 高射学校		
		部隊別関係	3-03-04	付表第1によるほか別に示す起草機関等		
		機能別関係	3-03-05			
		作戦別関係	3-03-06			
分 類			教範類の分類番号	起草担任	作成者	
					教範	訓練資料
部隊別 教範 類	職種 隊員 教範 類	普通科関係	3-04-01	富士学校、水陸機動教育隊（水陸両用関係）		教育訓練研究本部長の承認を得た起草機関の長
		機甲科関係	3-04-02			
		野戦特科関係	3-04-03			
		高射特科関係	3-04-04	高射学校		
		航空科関係	3-04-05	航空学校		
		施設科関係	3-04-06	施設学校		
		システム通信科関係	3-04-07	システム通信・サイバー学校		
		武器科関係	3-04-08	武器学校		
		需品科関係	3-04-09	需品学校		
		輸送科関係	3-04-10	輸送学校		
		警務科関係	3-04-11	小平学校		
		会計科関係	3-04-12			
		衛生科関係	3-04-13	衛生学校		
		化学科関係	3-04-14	化学学校		
		音楽科関係	3-04-15	中央音楽隊		
		情報科関係	3-04-16	情報学校		
機能別 教範 類	情報関係		4-01-01	情報学校		教育訓練研究本部長及び教育訓練研究本部長の承認を得た起草機関の長
	兵站関係		4-02-01	武器学校		
	衛生関係		4-03-01	衛生学校		
	人事関係		4-04-01	小平学校		
	通信関係		4-05-01	システム通信・サイバー学校		

	民事関係	4-06-01	教育訓練 研究本部		
	広報関係	4-07-01	小平学校		
	会計関係	4-08-01			
	法務関係	4-09-01			
	教育訓練関係	4-10-01	教育訓練研究本部		
	その他	4-11-01	教育訓練研究本部 及び別に示す起草 機関等		
作 戦 別 教 範 類	陸上防衛作戦	5-01-01	付表第2によるほ か別に示す起草機 関等		
	作戦・戦闘に連携 する行動	5-02-01			
	各種脅威を対象と する作戦・戦闘	5-03-01			
	気象・地形の特性 に応ずる作戦・戦 闘	5-04-01			
	その他	5-05-01			

該当する教範類		起草機関
部隊別関係	冬季戦技に関するもの	冬季戦技教育隊
	楽器に関するもの	中央音楽隊
	格闘に関するもの	自衛隊体育学校
	各個の戦闘訓練に関するもの	富士学校
	山岳登はんに関するもの	
	野外勤務に関するもの	
	小火器射撃管理に関するもの	
	レンジャーに関するもの	
	装軌車操縦に関するもの	
	オートバイに関するもの	
	築城に関するもの	施設学校
	施設偵察に関するもの	
	偽装に関するもの	
	水防作業に関するもの	
	通信・指揮システムに関するもの	システム通信・サイバー学校、富士学校
	弾薬に関するもの	武器学校
	不発弾の処理に関するもの	
	射撃原理に関するもの	
	車両部隊の行動に関するもの	輸送学校
	自動車操縦に関するもの	
	無人偵察機に関するもの	情報学校、富士学校
	特殊武器防護に関するもの	化学学校
	焼夷・対焼夷に関するもの	
	発煙に関するもの	
	化学火工品に関するもの	
	部隊符号に関するもの	教育訓練研究本部
	用語に関するもの	
機能別関係	体育に関するもの	自衛隊体育学校
	空包射撃に関するもの	富士学校
	野外通信に関するもの	システム通信・サイバー学校
	給食、給油、給水等に関するもの	需品学校
	天幕等需品器材の取扱いに関するもの	
	地図に関するもの	情報学校
	航空写真判読に関するもの	
	沿岸監視に関するもの	
	救急法・野外衛生に関するもの	衛生学校
作戦別関係	落下傘降投下に関するもの	空挺教育隊
	特殊武器防護に関するもの	化学学校
	発煙に関するもの	
	国際平和協力活動に関するもの	国際活動教育隊

該当する教範類		起草機関
陸上防衛作戦	対着上陸作戦に関するもの	教育訓練研究本部
	離島の作戦に関するもの	
	対ゲリラ・コマンド作戦に関するもの	
作戦・戦闘に 連携する行動	水陸両用作戦に関するもの	水陸機動教育隊
	空中機動作戦に関するもの	教育訓練研究本部
	ヘリボン基礎※に関するもの	富士学校
	遊撃行動に関するもの	
	障害行動に関するもの	
	拒否行動に関するもの	
	欺騙行動に関するもの	
	情報作戦に関するもの	教育訓練研究本部
各種脅威を対 象とする作 戦・戦闘	対空作戦に関するもの	高射学校
	対空挺戦に関するもの	富士学校
	対ヘリボン戦に関するもの	
	電子戦又は電磁波作戦に関するもの	システム通信・サイバー 学校
	サイバー戦に関するもの	
	対特殊武器戦に関するもの	化学学校
	対遊撃戦に関するもの	富士学校
	心理戦に関するもの	教育訓練研究本部
気象・地形の 特性に応ずる 作戦・戦闘	隘路の戦闘に関するもの	富士学校
	山地の戦闘に関するもの	
	河川の戦闘に関するもの	
	森林の戦闘に関するもの	
	市街地の戦闘に関するもの	
	積雪寒冷地の戦闘に関するもの	
その他		教育訓練研究本部

備考：※ 「ヘリボン基礎」とは、ヘリボン行動のうち、搭載・卸下、特殊
卸下・搭乗、誘導の技術的事項等をいう。